

発達に心配のあるお子さんのサービス

障害のあるお子さんや、発達に心配のあるお子さん（療育が必要と診断されたお子さん）は、児童福祉法・障害者総合支援法による福祉サービスを利用することができます。

このパンフレットは、サービスの内容や費用、申請方法をご案内いたします。

1. サービスの種類について

児童福祉法のサービス（障害児通所支援）

児童発達支援 （未就学児）	日常生活における動作を習得したり、集団生活に慣れるための支援を受けることができます。	
放課後等デイサービス （就学児）	学校の放課後や休みの日に、生活能力向上のための訓練や、余暇活動の提供を受けることができます。	

障害者総合支援法のサービス（障害福祉サービス）

障害者総合支援法のサービス（障害福祉サービス）		児童区分
居宅介護 （ホームヘルプ）	ヘルパーが家に来て、ご家族による介助のお手伝いをします。 ●身体介護 入浴のお手伝いなど ●通院等介助・通院等乗降介助 通院時のお手伝いなど	 児童区分 1～3
行動援護	重い障害があり、危険回避などが難しいお子さんにヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします。	 児童区分3 ※1
短期入所 （ショートステイ）	家族に用事があるときなど、施設に短い間入所し、泊まることができます。	 児童区分 1～3

※1 児童区分調査に加えて、行動援護の調査を行い、該当したお子さんのみ利用できます。

障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

移動支援(ガイドヘルプ)	ヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします。	
日中一時支援	家族に用事があるとき、施設で一時的に過ごすことができます。	

2. サービス利用の流れ

障害児通所支援の利用を希望する場合、サービス利用申請前に児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を見学し、相談を行ってください。

1. サービス利用申請 場所：市役所障害福祉課

市のケースワーカーが、お子さんの生活状況や病歴、児童区分の聞き取り調査を行います。

後日提出された、障害児支援利用計画（案）の内容を確認し、通所受給者証もしくは障害福祉サービス受給者証を発行します。

2. 障害児支援利用計画の作成 場所：ご自宅

相談支援事業所へお問い合わせいただき、後日相談支援専門員がご自宅へ訪問します。

相談支援事業所と契約し、相談支援専門員とご家族で、お子さんの心身の状況や生活状況、サービス利用の希望を相談しながら、障害児支援利用計画（案）を作成します。（障害児支援利用計画の作成に利用者負担はありません）

3. サービス提供事業所と契約・利用開始

市役所から通所受給者証もしくは障害福祉サービス受給者証がご自宅へ郵送されます。受給者証が届いたら、サービス提供事業所と契約し、利用開始となります。

○サービスの利用日数を変更するときや、新たなサービスの利用を希望する場合は、変更申請を行う必要があります。契約した相談支援事業所へお問い合わせください。

サービス利用申請時の持ち物

- ・印鑑
- ・療育が必要と判断できる資料
（障害者手帳、個別療育プログラム等）
- ・健康保険証
（※医療型児童発達支援を利用する場合）
- ・課税（所得）・非課税証明書
（※令和2年1月2日以降に転入した方）

3. 利用者負担

利用者負担は、原則としてサービス利用料の1割です。世帯の所得に応じて負担上限月額が設定され、それ以上の負担がかからない仕組みになっています。

（相談支援事業所への相談に利用者負担はありません）

所得区分	対象となる人		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人		0円
低所得	市民税非課税世帯の人		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)の人	通所施設・ホームヘルプなど	4,600円
		入所施設利用(20歳未満)	9,300円
一般2	上記以外の人		37,200円

サービスや障害児支援利用計画についてのご相談・お問い合わせは
横須賀市役所 福祉部 障害福祉課
(TEL) 046-822-8249 (FAX) 046-825-6040